

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	株式会社浪速興産
事業所名	プレーナリゾート（淡路市）
事業種別	就労継続支援B型
指定年月日	令和3年11月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 令和5年9月30日

4 処分理由

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に該当する事実があったため